

令和7年度 源泉徴収義務者向け税制改正説明会の開催について

令和7年度税制改正により、所得税の①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正があり、令和7年分の年末調整事務は、例年と比較し注意すべき事項が多くなっておりますので、大町税務署では、下記のとおり、事前予約制の説明会を開催します。

記

【日 時】 次のとおり、4日間（午前・午後）、概ね1時間程度、開催します。

1. 令和7年10月15日（水） 午前10時から午前11時まで
2. 令和7年10月15日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで
3. 令和7年10月22日（水） 午前10時から午前11時まで
4. 令和7年10月22日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで
5. 令和7年11月12日（水） 午前10時から午前11時まで
6. 令和7年11月12日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで
7. 令和7年11月19日（水） 午前10時から午前11時まで
8. 令和7年11月19日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで

【場 所】 大町税務署（大町市大町3190番地の16） 1階 会議室

【定 員】 各回とも15名

【申込方法】 電話による事前予約（大町税務署法人課税部門あて）。

電話番号 0261-22-0892（直通）

【そ の 他】 税務署の駐車場に限りがあります。公共交通機関の利用をお願いします。

説明会では、「年末調整のしかた」、「法定調書の作成と提出」のDVDを上映するほか、裏面に記載の「令和7年度税制改正における所得税の基礎控除の見直し等の主なポイント」を中心に説明します。なお、年末調整の特設サイトでも、DVDと同様の動画を視聴できます。また、国税庁ホームページに「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」の特設サイト（随時更新）が開設されておりますので、改正の概要や留意事項など参考にしてください。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



令和7年度税制改正における所得税の基礎控除の見直し等の主なポイント

1 基礎控除の見直し

- 次のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額	
	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	48万円	68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円

注) 1 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- 物価上昇局面における税負担の調整

48万円 + 10万円 → 58万円

- 低～中所得者の方の税負担への配慮
上記58万円に加えて、所得金額に応じて、37万円、30万円、10万円、5万円を上乗せ

【見直し後の基礎控除額】

※ 30万円、10万円及び5万円は令和7・8年分のみ



2 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正前	改正後
	162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超	180万円以下	その収入金額×40%－10万円	65万円
180万円超	190万円以下	その収入金額×30%＋8万円	

- 物価上昇局面における税負担の調整

55万円 + 10万円 → 65万円

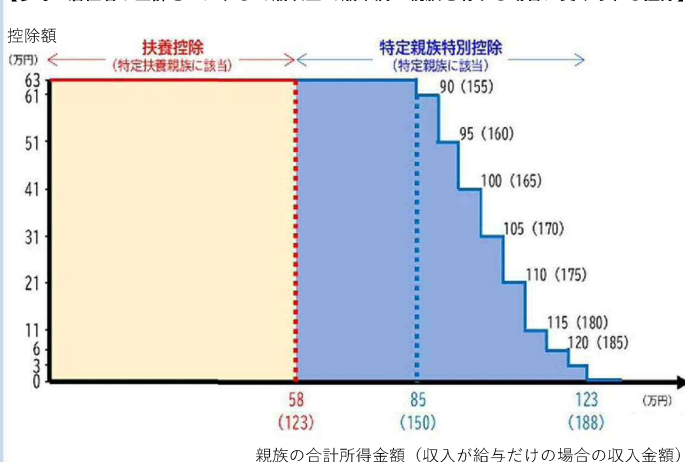
3 特定親族特別控除の創設

- 居住者が特定親族を有する場合、特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

【参考：居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



4 扶養親族等の所得要件の改正

- 基礎控除額の改正に伴い、扶養親族等の所得要件が改正

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除 の対象となる配偶者	48万円超133万円以下 (103万円超201万5,999円以下)	58万円超133万円以下 (123万円超201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

- 扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の子

48万円以下 + 10万円 → 58万円以下

- 勤労学生

75万円以下 + 10万円 → 85万円以下